

リハケーション・すまいる通所介護の概要

1 事業所の名称及び所在地

名称 リハケーション・すまいる
所在地 〒350-2215 鶴ヶ島市南町 3-1-12
電話番号 049-227-9288
事業者番号 1176201091
サービス種別 通所介護、通所型サービス

2 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から土曜日(12月31日～1月3日を除く)
営業時間 午前8時00分～午後5時00分まで
サービス提供時間 午前9時00分～午後4時10分まで

3 通常の事業の実施地域

鶴ヶ島市、川越市、坂戸市、日高市
※上記地域以外の方でもご相談に応じます。

4 従業員の職種、員数及び職務内容

・管理者 1人(常勤兼務)

管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

・生活相談員 2人以上(常勤職員2人以上)

生活相談員は通所介護の利用の申し込みに係る調整、事前調査、サービス担当者会議、通所介護計画の作成等を行う。

・介護職員 9人以上(常勤職員2人以上)

介護職員等は、通所介護のサービスの提供にあたる。

・機能訓練指導員 2人以上(常勤2人)

機能訓練指導員は、ご利用者の機能訓練と訓練内容、機能訓練計画書の作成にあたる。

・看護職員 1人以上(常勤職員・非常勤職員1人以上)

看護職員はご利用者の療養管理を行う。

5 利用料について

通所介護を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定受領サービスでありときは、基準上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とします。

6 通常の事業の実施地域を越える場合の交通費について

通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援を提供する際は、通常の事業の実施地域を越える地点からその交通費の実費を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートルあたり 50円です。

7 秘密保持

利用者又はその家族の個人情報、あらかじめ文書にて同意を得ない限り、サービス担当者会議等において用いません。

8 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9 サービス内容に関する相談・苦情窓口について

事業所 苦情・相談窓口(担当:管理者)

電話番号 049-227-9288

受付時間 月曜日～土曜日(午前8時00分～午後5時00分)

その他の苦情・相談窓口

・鶴ヶ島市 健康長寿課	049-271-1111
・坂戸市 高齢者福祉課介護保険課	049-283-1331
・川越市 介護保険課	049-224-8811
・日高市 長寿生きがい課介護保険担当	042-989-2111

埼玉県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

電話 048-824-2568

受付時間 午前8時30分～午後5時00分(土日祝日を除く)

